
令和 9・10 年度 競争入札参加資格審査申請の手引き — 建設工事・建設コンサルタント業務等 —

令和 8 年 10 月

浜 田 市

区 分		受 付 期 間
定期審査		令和 8 年 11 月 2 日(月) ～ 令和 9 年 1 月 18 日(月)
追加審査	1	令和 9 年 4 月 19 日(月) ～ 令和 9 年 4 月 27 日(火)
	2	令和 9 年 8 月 2 日(月) ～ 令和 9 年 8 月 10 日(火)
	3	令和 10 年 1 月 17 日(月) ～ 令和 10 年 1 月 25 日(火)
	4	令和 10 年 7 月 31 日(月) ～ 令和 10 年 8 月 10 日(木)

申 請 方 法	島根県電子調達共同利用システムからの電子申請を行い、必要書類を郵送。(受付期間最終日の消印有効)
---------	--

問合せ先

浜田市への申請内容、提出書類に関すること	島根県電子調達共同利用システムの操作方法に関すること
浜田市総務部契約管理課 入札管理係 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 電 話 0855-25-9141 (直通)	電子調達ヘルプデスク 島根県庁内 電 話 0852-25-6701 (直通)

目 次

ページ番号

1	はじめに	1
2	申請手続き	
2-1	申請について	2
2-2	電子システムについて	4
2-3	申請の流れ	5
3	申請できる方の要件	
3-1	共通	6
3-2	建設工事に関する申請者の要件	6
3-3	建設コンサルタント業務等に関する申請者の要件	6
4	申請にあたっての注意事項	7
5	書類の提出方法、提出期限等について	
5-1	提出書類の種類	8
5-2	書類の提出方法	8
5-3	書類の提出期限	9
5-4	添付書類様式の入手方法	9
6	準市内事業者としての要件について	
6-1	準市内事業者認定要件	10
7	社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認について	12
8	浜田市個別審査用書類について	
8-1	建設工事	13
8-2	建設コンサルタント業務等	18
9	入札参加資格申請後の変更や取消し	
9-1	変更届	20
9-2	参加資格の取消し	20
別表		
1	入札参加資格審査を行う工事種別	21
2	入札参加資格審査を行う業務種別	22

1 はじめに

令和 9・10 年度に浜田市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（物品調達等を除く。）の競争入札に参加を希望される方は、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）の申請手続きを行ってください。

随意契約を行う場合の見積事業者の選定についても、この資格申請に基づき認定を受けた入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の中から行います。

令和 7 年度から令和 8 年度までの有資格者の方も改めて申請手続きが必要です。

申請手続きは、「島根県電子調達共同利用システム」の「資格申請システム」への電子申請となり、共同で利用する島根県と県内市町（以下「システム参加自治体」という。）へ申請することができます。（参加していない自治体がありますのでご注意ください。）

申請に当たっては、この手引きのほか次の手引きもご確認ください。

(1) 共通審査の必要書類に関する手引き

- ・ 島根県「建設工事入札参加資格申請の手引き（共通編）」
 - ・ 島根県「測量、建設コンサルタント業務等入札参加資格申請の手引き（共通編）」
- （以下、「手引き（共通編）」という。）

(2) システム操作方法及び入力内容に関する手引き

「島根県電子調達システム 操作マニュアル 資格申請システム 工事・業務」

2 申請手続き

2-1 申請について

(1) 申請方法

電子申請とします。

島根県電子調達共同利用システムの「資格申請システム」を利用します。
インターネットからの申請後、必要書類を郵送してください。

※建設工事の申請をする場合、経営事項審査を受けていないとシステムの
都合上、電子申請を行うことができません。その場合は、書面申請と
なりますのでご相談ください。

(2) 申請者

令和 9・10 年度に浜田市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業
務等の請負契約に係る競争入札（見積り）に参加を希望される方

※法人の場合は、本社からの申請としてください。同じ会社の支店や営
業所が別々に申請することはできません。

(3) 受付業種

ア 建設工事（種別は別表 1 のとおり）

イ 建設コンサルタント業務等（種別は別表 2 のとおり）

(4) 定期審査の受付期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 9 年 1 月 18 日（月）まで

※土・日・祝日・年末年始は除く。

※受付期間内に資格申請システムによる電子申請を完了し、共通添付書
類・浜田市独自の個別添付書類の提出が完了していなければなりません。
（受付期間最終日消印有効）

(5) 定期審査の審査結果

結果通知：令和 9 年 3 月下旬（予定）

資格申請システムから電子メールで通知します。書面による通知は行い
ません。

審査結果のうち、「格付・総合点数」については、結果通知後資格申請シ
ステムで確認できます。

(6) 資格の有効期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（2 年間）

(7) 追加審査

ア 受付期間及び有資格者名簿登載日

	受付期間	有資格者名簿登載日
第 1 回	令和 9 年 4 月 19 日(月) ～令和 9 年 4 月 27 日 (火)	令和 9 年 6 月 1 日(火) (予定)
第 2 回	令和 9 年 8 月 2 日(月) ～令和 9 年 8 月 10 日(火)	令和 9 年 10 月 1 日(金) (予定)
第 3 回	令和 10 年 1 月 17 日(月) ～令和 10 年 1 月 25 日(火)	令和 10 年 4 月 1 日(土) (予定)
第 4 回	令和 10 年 7 月 31 日(月) ～令和 10 年 8 月 10 日(木)	令和 10 年 10 月 1 日(日) (予定)

イ 提出先等：定期審査と同じ

ウ 有効期間：名簿登載日から令和 11 年 3 月 31 日まで

エ 審査結果：書類審査後、資格申請システムから電子メールで通知

2-2 電子システムについて

「島根県電子調達共同利用システム」ポータルサイトの「資格申請システム」の画面上から必要事項を入力し、併せて必要書類を提出してください。

■ 島根県電子調達共同利用システムアドレス

<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>



(1) 電子システムから申請できる自治体

システムは、システム参加自治体が共同で利用しています。そのため、浜田市のほかにも申請先を選択することで、一括してシステム参加自治体への申し込みを行うことができます。

(2) 資格審査及び書類の提出

申請された内容は、システム参加自治体が共同で審査します。申し込まれた自治体が共通して必要とする情報と、自治体によって求める内容が異なる情報とを、「共通審査」と「個別審査」とに分けて、それぞれ「共通審査自治体」と「個別審査自治体」が行います。

よって、提出する書類についても、送付先が共通審査自治体と個別審査自治体とに分かれます。

共通審査自治体の決定方法については、手引き（共通編）で確認してください。

なお、浜田市にのみ申請をする場合は、共通審査自治体は浜田市となり、共通審査と個別審査の両方を浜田市が行います。提出書類は、全て浜田市へ送付してください。

システム参加自治体（令和8年10月現在）

島根県	松江市	浜田市	出雲市	益田市
大田市	安来市	江津市	雲南市	奥出雲町
飯南町	川本町	美郷町	邑南町	津和野町
吉賀町	隠岐の島町			

※申請に係る必要書類については、各システム参加自治体によって取扱いが異なります。必ず申請を希望する自治体の手引き等を確認してください。

【注意】 定期申請用のシステム稼働時間は、自治体開庁日 8 時～23 時のみとなります。

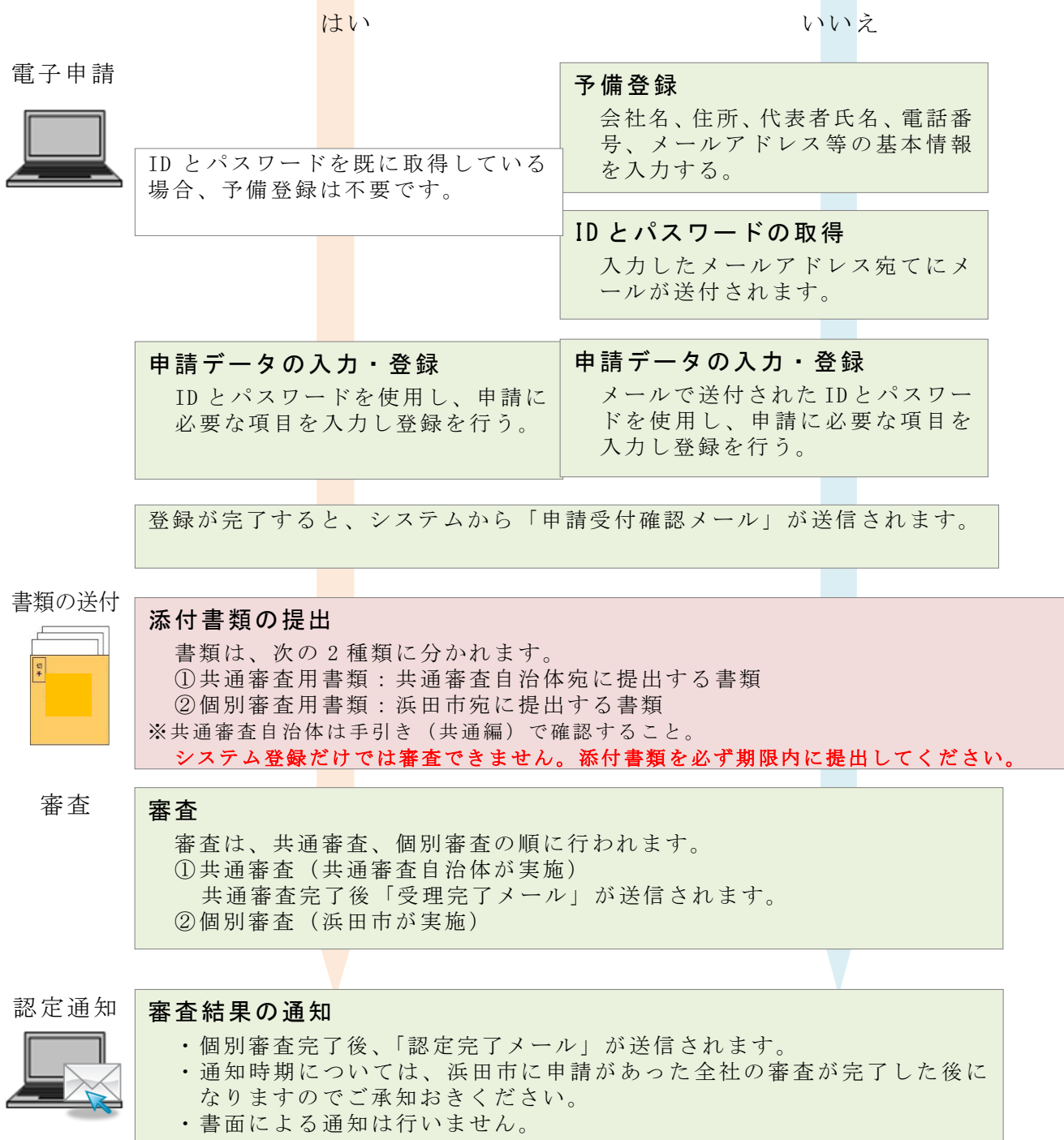
したがって、土日・祝日・12月29日から1月3日までの間はシステムが稼働しませんので、ご注意下さい。

2-3 申請の流れ

電子申請では、資格申請 ID とパスワードが必要となります。

ID とパスワードは、資格申請システムから「予備登録」を行うことで取得できます。

これまでに島根県のシステムから電子申請を行い、システム参加自治体の全部又はいずれかの自治体から認定を受けた。(資格申請 ID・パスワードを既に取得している。)



3 申請できる方の要件

3-1 共通

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き 2 年以上当該営業に従事していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (4) 浜田市の市税の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 次の届出を履行していること。（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3-2 建設工事に関する申請者の要件

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による許可を受け、また、現に建設業を営んでいること。
- (2) 法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。
ただし、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 1 条の 2 で定める「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とするものについては除く。
- (3) 入札参加を希望する工事種別に施工実績があること。

3-3 建設コンサルタント業務等に関する申請者の要件

- (1) 入札参加資格を希望する業種について、次に掲げる登録を受けていること。
 - ア 測量業務の入札参加資格を希望する者については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項に規定する登録
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者については、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録
 - ウ 土木関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者については、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録
 - エ 地質調査の入札参加資格を希望する者については、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項に規定する登録
 - オ 補償コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者については、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録

4 申請にあたっての注意事項

- (1) 資格審査の基準日は、定期審査では、令和 8 年 11 月 1 日、追加審査では、申請日（申請書提出・発送日）とします。特に記載がない場合には、基準日時点の内容で書類を作成してください。
- (2) 参加資格申請には IC カード（電子証明書）及び IC カードリーダーは不要ですが、電子入札を実施する際には必要となります。
- (3) 申請された後、申請内容について資格審査を行い、資格を有すると認められた場合に、浜田市の有資格事業者として登録をします。なお、必要書類が期限までに到着していない場合は、資格審査の対象となりませんので、余裕を持って申請してください。
- (4) 申請、添付書類等に虚偽の事項を記載した場合は資格を取り消すことがあります。
- (5) 建設工事の申請については、別表 1 の工事種別について受け付けます。

入札参加を希望する工事種別ごとに、建設業許可及び経営事項審査の完成工事高があることが条件となります。経営事項審査の審査基準日以降の施工実績も認めます。

なお、軽微な建設工事（※1）のみを請負希望者は、経営事項審査を受けていなくても申請できますが、その場合であっても、希望する工事種別ごとに建設業許可及び施工実績があることが条件となります。
- (6) 建設工事の申請に関して、入札や契約の権限を委任できる営業所、支社等は、建設業法第 3 条に基づき許可行政庁に届出をしている営業所等に限ります。また、その営業所が営業できる工事種別でなければ委任できません。
- (7) 建設コンサルタント業務等の申請については、別表 2 の業務種別について受け付けます。入札参加を希望する業務種別ごとに、業種に対応した登録があることが条件となります。
- (8) やむを得ない事情により電子申請が困難な場合であって、浜田市にのみ申請する方に限って、書面申請を認める場合がありますのでご相談ください。
- (9) この申請以外に、浜田市各支所、浜田市上下水道部、浜田市土地開発公社及び浜田地区広域行政組合に別途申請する必要はありません。

※1：軽微な建設工事とは、工事 1 件の請負代金の額が、「建築一式工事の場合：1,500 万円に満たない工事又は延面積が 150 m²に満たない木造住宅工事」、「その他の建設工事の場合：500 万円に満たない工事」です。

5 書類の提出方法、提出期限等について

5-1 提出書類の種類

(1) 共通審査用書類

システム参加自治体が共通して必要とする書類です。

提出先	共通審査自治体
書類の詳細	手引き（共通編）をご確認ください。
注意事項	複数のシステム参加自治体に対して申請手続きする場合であっても、共通審査自治体のみに1部を送付してください。

(2) 浜田市への個別審査用書類

上記の共通審査用書類とは別に、浜田市が必要とする書類です。

提出先	浜田市 総務部 契約管理課 入札管理係 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
書類の詳細	「8 浜田市個別審査用書類」をご確認ください。

5-2 書類の提出方法

(1) 郵便又は信書便によることを原則とし、郵便又は信書便の場合のみ、申請期間最終日での消印を有効とします。（消印（発送）日がなければ無効。）

※郵便又は信書便以外の提出方法は、申請期間の最終日の開庁時間内に到着したもののみ有効です。（以下の枠内の書類の取扱いについて、必ず確認してください。）

(2) 書類は、システムから出力される「個別添付書類送付票」（浜田市）の番号順に重ねて、クリップ等で留めて提出してください。

※ファイルやひもを使用して綴じないでください。

(3) 提出書類に「写し」とあるものは、鮮明な複写をもって代用できます。

※写しを提出する場合は、A4サイズにそろえてください。

【郵便又は信書便以外の提出方法による書類の取扱いについて】

各申請自治体への持参、又は、メール便等宅配サービスを利用した提出が該当します。メール便等は、消印のない宅配物であり「消印有効」といった判断が出来ないため、持参されたものと同等の取扱いとし、申請期間の最終日の開庁時間内に到着したもののみ有効となりますので、ご注意ください。

※ 申請期間最終日に近づいてから書類を提出する場合は、必ず郵便又は信書便の消印（発送）日付きをお願いします。

5-3 書類の提出期限

システムによる本登録申請後、定期審査受付期間最終日まで。

※上記の期限までに「申請データの送信」と「書類の送付」の両方を行ってください。

※定期審査の申請日（の基準日）は令和 8 年 11 月 1 日とします。

※追加審査の申請日（の基準日）は申請書の提出・発送日とします。

※必要書類が期日までに到着していない場合は、資格審査の対象となりません。
（送付された申請書は返却しません。）

5-4 添付書類様式の入手方法

様式は、浜田市ホームページからダウンロードできます。

浜田市ホームページ（<https://www.city.hamada.shimane.jp/>）

ホーム＞産業・ビジネス＞入札・契約＞入札参加資格

＞令和 9・10 年度建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査の申請

6 準市内事業者としての要件について

浜田市では、有資格者の所在地により、有資格者名簿を市内事業者、準市内事業者、市外事業者に区分し、発注はこの順に優先して事業者を選定します。

市内事業者、準市内事業者の定義は次のとおりです。

市内事業者：有資格者のうち、主たる営業所（本社）を市内に有する者

準市内事業者：有資格者のうち、本社は浜田市外であって、市内に有する従たる営業所を受任者とし、受任者は請負に必要とする許可を有し、以下の要件を満たす者

6-1 準市内事業者認定要件

(1) 事務所として形態を整えていること。

ア 事務所名が確認できる看板又は表札が表示され、外観上常時確認できること。

イ 事務等に必要な机、椅子等の備品及び電話、ファックス等の通信機器が常時備え付けられていること。

(2) 当該事務所に営業活動を行い得る人的配置がなされていること。

ア 当該事務所に営業活動を行い得る人的配置（当該事業者と直接的な雇用関係にある者の配置に限る。）がなされており、かつ、責任者が存在し常駐（週7日間のうち、3日間以上又は30時間以上常時契約を締結する事務所に勤務していることをいう。）をしていること。

イ 配置人員が市外の本店等と兼務となっていること等により、不在の状況が頻繁となる場合、又は常駐しているのが単なる連絡員である場合は、営業活動を行い得る人的配置がなされているとはみなさない。

ウ 当該事務所に登録業種に係る専任の技術者を常駐で配置していること。

エ 法令等による許可が必要な業務にあっては、その許可を受けていること。
この場合において、法令等による許可が支店等ごとに必要な場合は、常時契約を締結する支店等においてその許可を受けていること。

(3) 常時連絡が取れる体制になっていること。

ア 当該事務所において、市との契約事務が行われており、電話、郵便及びファックスにより、常に連絡ができること。この場合において、有資格者名簿に当該事務所の固定電話又はファックスの番号として登録された番号が事務所内機器の番号でない場合、又は常時転送している場合は、当該事務所において市との契約事務が行われているとはみなさない。

イ 当該事務所の機能が、単なる連絡事務所、工事事務所又は作業所等でないこと。

(4) 準市内事業者の取扱いにおいて随時実態調査を行うこと。

要件を満たしているか確認するため必要に応じ、営業所の実態を調査する

ことがあります。

No.	調査項目
1	所在地
2	標識又は看板
3	営業所の設置形態
4	事務用什器・機器等の備付けの状況
5	連絡手段の状況
6	従業員の雇用及び配置状況
7	代表者又は受任者の勤務状況
8	技術者の資格及び雇用関係
9	従業員（技術者）名簿
10	従業員（技術者）の勤務状況
11	営業所の活動状況
12	その他営業活動の実態を把握するために必要な事項

※調査に協力しない場合は、要件を満たしていないものとします。

7 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の加入確認について

社会保険に加入していることを申請要件とし、次の確認方法により確認します。

①健康保険、②厚生年金保険、③雇用保険の3つ全てへの加入が必要です。

法令に基づき適用を除外されている場合は、加入義務がないことの届出書（様式第12号）の提出が必要です。

(1) 確認方法

ア 建設工事に申請の場合：建設業許可を保有する業者は必ず社会保険に加入している（適用除外含む）ため、書類の提出は不要です。

イ 建設コンサルタント業務等に申請の場合：原則、直近1回分の保険料を対象として確認します。

加入状況		提出書類	備考
①健康保険	加入している	・「保険料納入告知額・領収済額通知書」 ・「社会保険料納入証明書」 ・領収証書 など	表下 注参照
		【加入したばかりの場合】 ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」	初回の納入期限が未だの場合
②厚生年金保険	加入している	・「保険料納入告知額・領収済額通知書」 ・「社会保険料納入証明書」 ・領収証書 など	表下 注参照
		【加入したばかりの場合】 ・「健康保険・厚生年金保険新規適用届」	初回の納入期限が未だの場合
③雇用保険（労働保険）	加入している	・「労働保険概算・確定保険料申告書（控）」又は「領収済通知書」 ・「納付書・領収証書」 ・「労働保険料等納入証明書」 など	表下 注参照
		【加入したばかりの場合】 ・「雇用保険適用事業所設置届（事業主 控）」	初回の納入期限が未だの場合
加入義務がない		・「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」	様式第 12 号（原本）

（注1）領収証書等の写しは、申請時において直前のものを提出してください。

（注2）健康保険及び厚生年金保険の領収証書の写しについては、保険料の支払が確認できる次のいずれかとしてください。

ア 領収印が押印された領収書

イ 口座振替した場合の領収済額通知書

ウ 納入通知書（納入すべき金額が記載されていること。）及びその金額が引き落とされたことが確認できる部分の通帳の写し

（注3）証明書を添付する場合は、申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。（写し可）

8 浜田市個別審査用書類について

8-1 建設工事

(1) 提出書類一覧表

次の表の提出欄について、

市内：市内に営業所がある事業者（市内・準市内事業者）、市外：それ以外の事業者の略。

○：提出必須、△：該当する場合は提出、準：準市内事業者は提出、－：提出不要、

評：土木一式工事又は建築一式工事を申請する市内事業者であって該当する場合は提出。

No	新規登録		書類の名称等		備考
	市内	市外			
1	○	○	「個別添付書類送付票（浜田市）」	システムから出力	「申請完了」ボタン押下後の画面から「表示・印刷」。
2	○	○	申請者側の入力内容確認画面	システムから出力	「申請完了」の前に表示される「入力内容確認」画面を印刷。
3	△	△	「委任状」	様式第4号	対象【受任者を定める者】 ・委任先は建設業法第3条に基づき許可行政庁に届け出ている営業所に限る。 ・その営業所で営業できない工種について、委任先として定めることは不可。 ・受任者使用印鑑は、入札・契約等に使用する印鑑とし、印影により受任者が特定できるもの。 （会社名のための印は不可）
4	準	—	「市内営業所等調書」	様式第5号	対象【浜田市内の従たる営業所を受任者に定める者】 ・ <u>市内事業者で、かつ市内に従たる営業所を有する者についても提出すること。</u>
5	○	○	「建設業許可通知書」 又は「許可証明書」	通知書：写し 証明書：写し可	・申請日時時点で有効な全ての工種について提出。 ・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報システム」の必要ページを印刷したものでも可。 ・許可通知書の記載内容（代表者等）が現状と異なる場合は、行政庁の受理印のある変更届の写しを添付。 ・更新手続き中の場合、更新前の許可通知書及び行政庁の受理印のある更新申請書の写しも添付。
6	△	△	「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」	写し	対象【経営事項審査を受けている者】 ・令和9年1月1日時点で有効な最新の通知書を提出。
7	△	△	「建設工事施工実績証明書」	様式第6号	対象【経営事項審査の完成工事高が0の工種を審査基準日以降の実績で申請する者】
8	○	○	「誓約書兼市税納付状況調査同意書」	様式第1号	・代表者印を押印して提出。
9	○	○	「業態調書」	様式第7号	・資本関係、親会社－子会社関係調書。 ・ <u>全て該当がない場合でも「該当なし」欄に○を記入して提出。</u>

10	○	—	「総括表（建設工事）、技術職員人数調書」	様式第2号	対象【市内事業者・準市内事業者】 ・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者について記入。 ・資格申請システムの技術者数「その他」欄に人数を入力した場合は、<u>総括表の「その他」に、資格名称を記入すること。</u>
11	○	—	建設業許可申請書類の「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書」	建設業許可申請をした際の提出書類	対象【市内事業者・準市内事業者】 ・書類は、「別紙四専任技術者一覧表」又は「様式第八号専任技術者証明書（新規・変更）」の写しとする。 ・変更があった場合は、「建設業許可変更届」の写しを添付すること。
12	準	—	浜田市に提出した「法人市民税確定申告書（第20号様式）」	写し	対象【準市内事業者】 ・浜田市に提出した直近の「法人市民税確定申告書」の写しを提出。
13	△	△	建設業許可申請書類の「営業の沿革」	建設業許可申請をした際の提出書類	対象【個人事業者】 ・書類は、「様式第20号営業の沿革」の写しとする。
14	△	—	法面工事に関する確認書類	(2)-ア-(ア)で説明	対象【とび・土工業を申請する市内事業者・準市内事業者で「法面工事」を希望する者】
15	△	—	舗装工事に関する確認書類	(2)-ア-(イ)で説明	対象【「舗装工事」を申請する市内事業者・準市内事業者】
16	△	△	区画線工事に関する確認書類	様式第10号 (2)-ア-(ウ)で説明	対象【塗装工事を申請する県内事業者で「区画線工事」を希望する者】
17	評	—	浜田市優良建設工事表彰	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】 ・表彰状（写）を提出。
18	評	—	障がい者の雇用状況	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】 ・雇用義務の有無と法定雇用率以上かを確認する書類。《提出必須》
19	評	—	浜田市障がい者雇用優良事業所表彰	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】 ・表彰状（写）を提出。
20	評	—	労働安全対策	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】
21	評	—	建設業労働者の福利向上	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】
22	評	—	浜田市出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】 ・表示証の写しなどを提出。
23	評	—	防災対策：防災協定している団体に加盟	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】
24	評	—	防災対策：上記以外で災害対応実績	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】
25	評	—	浜田市消防団協力事業所の認定状況	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】 ・認定証の写しなどを提出。
26	評	—	建設産業の中長期的担い手確保に資する活動	(2)-イで説明	対象【土木一式又は建築一式工事を申請する市内事業者で該当する者】 ・学校支援活動証明書（写）を提出。

※証明書を添付する場合は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。

(2) 提出書類一覧表に関する補足説明（提出書類 No. 14～26）

ア 建設機械の保有及びオペレーターの配置に関する確認書類（No. 14～16）

次の工事の入札参加資格を申請し、対象者に該当する場合は、以下に掲げる書類を提出してください。

(ア) 法面工事

対象者：市内事業者、準市内事業者

提出書類：以下に掲げる全ての書類

	区分	提出する書類
1	工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出したとび・土工・コンクリート工事の法面処理工事に係る工事経歴書
2	技術者に関する書類	・法面施工管理技術者登録証※1（写）又は資格者証（写） ・グラウンドアンカー施工士登録証※2（写）又は資格者証（写） ・地すべり防止工事士登録証※3（写）又は資格者証（写） ・のり面ノズルマン登録証※4（写）又は資格者証（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
3	法面施工に用いる施工機械に関する書類	・「令和9・10年度入札参加資格申請における「法面施工に用いる施工機械に関する書類について」（島根県別冊）を参照 ・第二種圧力容器明細書（写）
4	入札参加資格事前提出書類	・舗装工事、法面工事の保有機械にかかる確認資料一覧表（浜田市事前申請用）【様式第9号】

*1 から 3 までの書類の様式や記載方法は、島根県が求めるものと同じとしますので、書類作成の詳細は別途「島根県建設工事入札参加資格申請の手引き」で確認してください。

*4 は、(ア)法面工事、(イ)舗装工事の両方を希望する場合は、合わせて1部作成してください。

【資格付与機関】

※1：（一社）全国特定法面保護協会 ※2：（一社）日本アンカー協会

※3：（一社）斜面防災対策技術協会 ※4：（一社）全国特定法面保護協会

(イ) 舗装工事

対象者：市内事業者、準市内事業者

提出書類：以下に掲げる全ての書類

	確認区分	提出する書類
1	工事経歴書	・直前の経営事項審査で提出した舗装工事に係る工事経歴書
2	技術者に関する書類	・1級・2級舗装施工管理技術者登録証（写）または資格証（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
3	オペレーターに関する書類	・大型特殊運転免許（写） ・技能講習（車両系）修了証書（写） ・直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
4	アスファルトフィニッシャーに関する書類	・全景及び機械プレートのアップ写真（6か月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類 （車体検査証（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））

5	モーターグレーダー、タイヤ・マカダムローラーに関する書類	・全景及び機械プレートのアップ写真（6 か月以内に撮影したもの） ・自社所有等により常時稼働可能であることを証明する書類（車体検査証（写）、機械台帳（写）、継続的かつ独占的利用が証明されるリース契約書（写））
6	入札参加資格事前提出書類	・舗装工事、法面工事の保有機械にかかる確認資料一覧表（浜田市事前申請用）【様式第 9 号】

*1 から 5 までの書類の様式や記載方法は、島根県が求めるものと同じとしますので、書類作成の詳細は別途「島根県建設工事入札参加資格申請の手引き」で確認してください。

*6 は、(7)法面工事、(4)舗装工事について両方を希望する場合は、合わせて 1 部作成してください。

(ウ) 区画線工事

対象者：県内事業者

提出書類：以下に掲げる書類

	確認区分	提出する書類
1	保有機械確認資料	・区画線関係所有車両及び施工機械一覧表【様式第 10 号】

イ 特別点数を加算するための確認書類（No. 17～26）

対象者：市内事業者（土木一式工事・建築一式工事を申請する者）

提出書類：以下に掲げる書類

確認区分		提出する書類
①	浜田市優良建設工事表彰	申請日の属する年度の前 2 年度に浜田市優良建設工事表彰を受賞した表彰状（写）
②	障がい者の雇用状況	申請日時点での雇用義務の有無と法定雇用率以上かどうかを確認する書類（提出必須）《※1》
③	浜田市障がい者雇用優良事業所表彰	申請日の属する年度の前 2 年度に浜田市障がい者雇用優良事業所顕彰事業で表彰された事業所で受賞した表彰状（写）
④	労働安全対策	申請日前 2 年間（R6.11.1～R8.10.31）に建設業労働災害防止協会の工事現場パトロールへ参加した実績 ※実績の証明書類については提出不要。
	同協会研修のうち指定する研修の受講	申請日前 2 年間（R6.11.1～R8.10.31）に同協会が実施した研修の受講実績（労働安全講習受講実績報告書《※1》）及び受講修了書（写）

⑤ 建設業労働者の福利向上		申請日時点に次の全てがそろう場合に提出。 ア 建設業退職金共済事業加入証明書（写） イ 退職一時金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し） ウ 企業年金制度導入を証明する書類（加入証明書又は就業規則の写し） エ 法定外労働災害補償制度加入証明書（写） ※経営事項審査時に提出している書類（結果通知書で「有」となっている項目）は提出不要
⑥ 浜田市出会い・結婚・出産・子育て応援事業所認定		申請日時点で認定を受けている書類（表示証の写しなど）
⑦ 防災対策	防災協定している団体に加盟	申請日時点で国、県又は浜田市と防災協定を締結している団体へ加入している者は、加盟証明書 ※島根県建設業協会、浜田市建設業協会、浜田地区建設業協会、各町建設業協会の加盟証明については提出不要。
	上記以外で災害対応実績	上記の防災協定を締結している団体へ加入していない者で、申請日の属する年度の前2年度に浜田市から依頼を受け災害時の緊急対応（初動対応）を行った場合、発注者より証明を受けた災害時地域貢献申告書《※1》
⑧ 浜田市消防団協力事業所の認定状況		申請日時点で認定を受けている書類（認定証の写しなど）
⑨ 建設産業の中長期的担い手確保に資する活動		申請日前2年間（R6.11.1～R8.10.31）に島根県の「学校支援企業等」の登録事業所として、職場体験等の活動実績がある場合、学校支援活動証明書（写）《※1》

※1：②、④、⑦、⑨の書類の様式や記載方法は、島根県が求めるものと同じとしますので、書類作成の詳細は別途「島根県建設工事入札参加資格申請の手引き」で確認してください。

8-2 建設コンサルタント業務等

(1) 提出書類一覧表

次の表の提出欄について、

市内：市内に営業所がある事業者（市内・準市内事業者）、市外：それ以外の事業者の略。

○：提出必須、△：該当する場合は提出、準：準市内事業者は提出、－：提出不要。

No	新規登録		書類の名称等		備考	
	市内	市外				
1	○	○	「個別添付書類送付票（浜田市）」		システムから出力	「申請完了」ボタン押下後の画面から「表示・印刷」。
2	○	○	申請者側の入力内容確認画面		システムから出力	「申請完了」の前に表示される「入力内容確認」画面を印刷。
3	△	△	「委任状」		様式第4号	対象【受任者を定める者】 ・受任者使用印鑑は、入札・契約等に使用する印鑑とし、印影により受任者が特定できるもの。（会社名のみ印は不可）
4	準	—	「市内営業所等調書」		様式第5号	対象【浜田市内の従たる営業所を受任者に定める者】
5	○	○	登録情報を証明する書類		(2)-アで説明	・希望する業種の資格を有することが確認できる、有効期限内の「登録証明書」又は「登録通知書」の写しを提出。 ・部門の消除や追加があった場合、そのことが分かる通知書を添付すること。
6	○	○	社会保険書類	健康保険	7で説明	・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の3つ <u>全てへの加入必須</u> 。 ・加入が適用除外の場合は、様式第12号を提出。
7	○	○		厚生年金保険	7で説明	
8	○	○		雇用保険	7で説明	
9	○	○	「誓約書兼市税納付状況調査同意書」		様式第1号	・代表者印を押印して提出。
10	○	○	「業態調書」		様式第7号	・資本関係、親会社－子会社関係調書。 ・ <u>全て該当がない場合でも「該当なし」欄に○を記入して提出</u> 。
11	○	—	「総括表（建設コンサルタント業務等）、技術職員人数調書」		様式第3号	対象【市内事業者・準市内事業者】 ・申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者について記入。 ・資格申請システムの技術者数「上記以外」欄に人数を入力した場合は、 <u>総括表の「その他」に、資格名称を記入すること</u> 。
12	準	—	浜田市に提出した「法人市民税確定申告書（第20号様式）」		写し	対象【準市内事業者】 ・浜田市に提出した直近の「法人市民税確定申告書」の写しを提出。
13	△	△	営業の沿革		様式第9号	対象【個人事業者】 ・事業開始時からの主な経歴を記載。 ・土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントに申請する場合は、各登録申請書類の「営業の沿革」の写しでも可。

※証明書を添付する場合は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。

(2) 提出書類一覧表に関する補足説明

ア 「登録情報を証明する書類」について (No. 5)

資格を有することが確認できる書類として、システムに入力した事業の登録のわかる証明書等の写し（申請日時点で有効なもの。証明書は申請日前3か月以内に発行されたもの）

申請する業種に応じて、以下の書類を提出してください。

登録名称	提出書類（登録情報を証明する書類）
測量業者登録	「測量業者登録証明書」 ※委任先営業所に測量業者登録があり、認定を希望する場合は、「登録証明書」、「登録申請書＜第1面＞」及び「登録申請書＜別紙＞」 （詳細：測量の認定を受けたい場合について）
建築士事務所登録	「建築士事務所登録証明書」 ※委任先営業所に建築士事務所登録があり、認定を希望される場合は、委任先の支店や営業所等の『登録証明書』 （詳細：建築コンサルタントの認定を受けたい場合について）
建設コンサルタント登録	「建設コンサルタント登録通知書」
地質調査業者登録	「地質調査業者登録通知書」
補償コンサルタント登録	「補償コンサルタント登録通知書」

※部門の削除や追加があった場合、そのことが分かる通知書を添付すること。

※建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタントに関する登録は、国土交通省に提出された直近の「現況報告書」で提出確認印が押印されたもの(写)でも可。

9 入札参加資格申請後の変更や取消し

9-1 変更届

有資格者名簿登載後、登録事項に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

変更事項、変更手続き方法は、浜田市ホームページで確認してください。

浜田市ホームページ (<https://www.city.hamada.shimane.jp>)

ホーム＞産業・ビジネス＞入札・契約＞入札参加資格＞申請内容の変更手続き

9-2 参加資格の取消し

入札参加資格認定後、資格要件に該当しないこととなったとき、又は虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したときは、入札参加資格認定を取り消します。

別表

別表 1 入札参加資格審査を行う工事種別

工事種別
土木一式工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
解体工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事

別表 2 入札参加資格審査を行う業務種別

業務種別	登録部門等
測量	測量一般
	地図の調製
	航空測量
建築関係建設コンサルタント	建築一般
土木関係建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋部門
	港湾及び空港部門
	電力土木部門
	道路部門
	鉄道部門
	上水道及び工業用水道部門
	下水道部門
	農業土木部門
	森林土木部門
	水産土木部門
	廃棄物部門
	造園部門
	都市計画及び地方計画部門
	地質部門
	土質及び基礎部門
	鋼構造及びコンクリート部門
	トンネル部門
	施工計画、施工設備及び積算部門
	建設環境部門
	機械部門
	電気電子部門
地質調査	地質調査
補償コンサルタント	土地調査部門
	土地評価部門
	物件部門
	機械工作物部門
	営業補償・特殊補償部門
	事業損失部門
	補償関連部門
	総合補償部門